

職務上年金部門の積立不足の償却について（機械的試算）

1. 試算の基本的な枠組み

- 平成17年度末における積立不足額を、一定の期間内に償却するために必要となる保険料率について試算を行った。
- 保険料率については、現時点での見通しの下に、償却期間を通じて一定の保険料率（平準保険料率）となるように試算を行った。

2. 試算に当たっての前提

- 平成17年度末の給付現価の見通しは法定給付2,200億円程度※に加え、特別支給金300億円程度※で合計2,500億円程度。
※平成16年度末の受給者数データを足下として受給者数を推計。
- 平成17年度末の年金部門の積立金の見込みは800億円程度。
- 平成17年度末の船員保険全体の積立金の見込みは1,100億円程度。
- 被保険者数は、平成27年度まで減少し続け、平成27年度に3.5万人又は3万人下げ止まるものとして推計。
- 年金スライド率は1%、積立金の運用利回りは2%としている。

3. 上記の結果による平成17年度末の積立不足額

- ・年金部門の積立金のみ償却に充てる場合 1,700億円程度（うち法定給付分1,400億円）
- ・制度全体の積立金を償却に充てる場合 1,400億円程度（うち法定給付分1,100億円）

4. 被保険者数の減少を考慮した積立不足償却のための平準保険料率

(単位：‰)

償却期間	積立不足1700億円		積立不足1400億円	
	3.5万人	3万人	3.5万人	3万人
15年	56.7	61.7	46.8	51.0
20年	45.6	50.3	37.7	41.5
25年	38.5	42.8	31.8	35.4

(参考) 労災の方式による積立不足償却のための保険料率（3年程度で見直す必要あり）

(単位：‰)

償却期間	積立不足1700億円	積立不足1400億円
15年	46.6	38.5
20年	36.6	30.3
25年	30.7	25.4

※ 労災保険においては、利回りを勘案し償却期間を通じて毎月一定の金額を償却する保険料率を設定しており、被保険者数が減少した場合には保険料率を引き上げる必要がある。